

2024年3月

名古屋掖済会病院 院外処方箋における問い合わせ簡素化プロトコル

1. 簡素化プロトコルに関する原則

- 問い合わせ簡素化プロトコル(以下、プロトコル)を希望する場合、調剤薬局は名古屋掖済会病院薬剤部よりプロトコルについての説明を受け、店舗ごとに「名古屋掖済会病院 院外処方箋における簡素化プロトコル合意書(以下、合意書)」を取り交わす。
- 合意書を取り交わした調剤薬局は、下記第3項の項目①から⑩に該当する院外処方箋については、患者の待ち時間短縮および処方医の負担軽減の観点から、問い合わせを簡略化し、処方内容を変更することができる。
- 処方変更に際しては、服用方法、価格、患者負担額、安定性等に関して患者に十分な説明を行い、同意を得る。
- 「後発変更不可」のチェックがある薬剤は、後発医薬品への変更は不可とする。
- 麻薬、抗悪性腫瘍剤は全ての項目において対象外とする。
- プロトコルに該当しない疑義に関しては、必ず処方医に照会する。また、判断に悩む場合は、拡大解釈せず疑義照会を行う。
- 調剤薬局は、プロトコルに基づいて処方内容を変更した場合は、その内容を指定の書式で名古屋掖済会病院へ報告する。
- 著しく患者へ不利益を与えた場合は、合意書の締結を解除する場合がある。
- 本プロトコルからの逸脱により発生した患者への不利益に関しては、当該調剤薬局が責任を持って対応する。

2. 処方変更、調剤後の報告について

- プロトコルに基づいて処方変更し調剤を行なった場合、変更内容を指定の用紙で報告する。

報告先 名古屋掖済会病院 薬剤部

FAX:052-652-7637

- プロトコルに基づいた項目以外の疑義照会については、従来通りFAXにて行う。

報告先 名古屋掖済会病院 薬剤部

FAX:052-652-9860

3. 問い合わせ不要の項目

1) 成分名が同一の銘柄変更

例 1: ボナロン錠 35mg → フォサマック錠 35mg

例 2: ボナロン錠 35mg → アレンドロン酸錠 35mg「SN」

薬剤師が患者に必ず服用方法と金額の説明を行い、同意を得た後に実施して下さい。先発品間での変更、後発品から先発品への変更も可能です。

2) 剤形の変更

例 1: アムロジン錠 5mg → アムロジン OD 錠 5mg

例 2: タケプロン OD 錠 30 → タケプロンカプセル 30

例 3: (粉砕)アスベリン錠 10mg 2錠 → アスベリン散 10% 0.2mg

薬剤師が患者に必ず服用方法と金額の説明を行い、同意を得た後に実施して下さい。用法・用量が変わらない場合のみ変更可能です。薬価が高くなる場合も変更可能ですが、必ず患者に同意を得て下さい。薬剤の安定性や溶解性や体内動態を把握し、患者の利便性が同等もしくは向上することを確認して下さい。但し、外用薬の変更は不可とします。

3) 別規格製剤がある場合の薬剤規格の変更

例 1: アーチスト錠 1.25mg 1回2錠 → アーチスト錠 2.5mg 1回1錠

例 2: ワーファリン錠 1mg 1回0.5錠 → ワーファリン錠 0.5mg 1回1錠

薬剤師が患者に必ず服用方法と金額の説明を行い、同意を得た後に実施して下さい。適応外にならない場合のみ実施可能です。薬価が高くなる場合も変更可能ですが、必ず患者に同意を得て下さい。薬剤の安定性や溶解性や体内動態を把握し、患者の利便性が同等もしくは向上することを確認して下さい。但し、外用薬の変更は不可とします。

4) 錠剤の半錠や粉砕、あるいはその逆

例 1: チラーヂン S 錠 50 μ g 1回0.5錠 → チラーヂン S 錠 25 μ g 1回1錠

例 2: (粉砕)チラーヂン S 錠 50 μ g 1回0.25 μ g → チラーヂン S 錠 12.5 μ g 1回1錠

薬剤師が患者に必ず服用方法と金額の説明を行い、同意を得た後に実施して下さい。用法・用量が変わらない場合のみ実施可能です。薬価が高くなる場合も変更可能ですが、必ず患者に同意を得て下さい。薬剤の安定性や溶解性や体内動態を把握し、患者の利便性が同等もしくは向上することを確認して下さい。

5) 診療報酬に関わらない「患者の希望」あるいは調剤報酬に関わらない「アドヒアランス不良で一
包化によりその向上が見込まれる」の理由により実施する一包化、もしくは一包化指示の削除

薬剤師の安定性データに留意して下さい。上記以外の理由は、合意範囲外とします。

6) 薬剤師が残薬確認時に処方薬の残薬を把握したため、投与日数を調整(短縮)して調剤する
こと

薬剤師が必ず患者に変更することを説明して同意を得てから実施してください。残薬が過剰
にあっても、処方削除(0日分への変更)は不可とします。

頓服指示の薬剤は対象外とします。

医師が意図的に次回診察日以上の日数を処方している場合があります。十分に患者への聞
き取りを行って下さい。不明な場合は通常の疑義照会を行ってください。

7) 内服薬、注射薬(自己注射薬)、一部の外用薬で、次回受診日、または定期処方日まで
の数量が不足した場合の日数調整(延長)

薬剤師が必ず患者に変更することを説明して同意を得てから実施してください。次回受診日
までに休薬がなく継続が確認できる場合のみ実施可能です。日数延長は、次回受診日まで
を限度とします。1回使用量、1日使用量が明確ではない外用薬(軟膏剤など)は合意範囲外
としますので通常の疑義照会を行って下さい。

8) ビスホスホネート系薬剤、一部の糖尿病用薬等、週1回あるいは月1回内服製剤の処
方日数の適正化

薬剤師が必ず患者に変更することを説明して同意を得てから実施してください。

9) 隔日内服や曜日指定等、連日内服ではない内服指示がある場合の処方日数の適正化

薬剤師が必ず患者に変更することを説明して同意を得てから実施してください。

10) 添付文書とは異なる用法が選択されたことが明らかな場合の用法の適正化

薬剤師が必ず患者に変更することを説明して同意を得てから実施してください。意図的では
ないことが明らかな場合のみ実施可能です。

例1:ビスホスホネート系薬剤の朝食後用法 → 起床時

例2: α -グルコシダーゼ阻害薬、グリニド系薬剤の食後用法 → 食直前

4. 各種問い合わせ窓口・受付時間

- 問い合わせ簡素化プロトコル、合意書について

受付時間：平日 8 時 20 分～16 時 50 分

受付窓口：TEL：052-652-7711、 FAX：052-652-7637

- 報告書送信先

宛先：名古屋掖済会病院 薬剤部

FAX：052-652-7637

2024 年 3 月作成（第 1 版）

契約番号 _____

名古屋掖済会病院 院外処方箋における問い合わせ簡素化プロトコル合意書

(薬局名)

名古屋掖済会病院と _____ とは名古屋掖済会病院院外処方箋に係る
薬剤師法第 23 条第 2 項の取り扱いについて、下記のとおり合意した。

記

1. 院外処方箋に係る個別の処方医への同意確認を不要とする項目について

以下の項目については、薬局での患者の待ち時間の短縮や処方医の負担軽減の観点から、
包括的に薬剤師法第 23 条第 2 項に規定する医師の同意がなされたとして、個別の処方医
への同意の確認を不要とする。但し、麻薬および抗悪性腫瘍剤は除くこととする。

- 1) 成分名が同一の銘柄変更
- 2) 剤形の変更
- 3) 別規格製剤がある場合の薬剤規格の変更
- 4) 錠剤の半錠や粉碎、あるいはその逆
- 5) 診療報酬に関わらない「患者の希望」あるいは調剤報酬に関わらない「アドヒアランス不良で一包化によ
りその向上が見込まれる」の理由により実施する一包化
- 6) 薬剤師が残薬確認時に処方薬の残薬を把握したため、投与日数を調整(短縮)して調剤すること
- 7) 内服薬、注射薬(自己注射薬)、一部の外用薬で、次回受診日、または定期処方日までの数量が不足し
た場合の日数調整(延長)
- 8) ビスホスホネート系薬剤、一部の糖尿病用薬等、週 1 回あるいは月 1 回内服製剤の処方日数の適正化
- 9) 隔日内服や曜日指定等、連日内服ではない内服指示がある場合の処方日数の適正化
- 10) 添付文書とは異なる用法が選択されたことが明らかな場合の用法の適正化

本合意書は名古屋掖済会病院で保管し、写しを合意された薬局へ送る。

(西暦) 年 月 日

所在地：名古屋市中川区松年町 4-66

名称：公益社団法人日本海員掖済会 名古屋掖済会病院

代表者氏名：院長 北川喜己

所在地：

名称：

代表者氏名：

以上